

- わたしたちのプライバシーが「調査」される?! ●●
- わたしたちの私生活が「監視」される?! ●●
- 大事な情報が「隠される」!? ●●
- 秘密の範囲が分からなくても「罰せられる」?! ●●

私●た●ち●市●民●に●
身●近●な●問●題●で●す●。

秘密保全法に 反対します!

今私たちの知る権利や、私たちのプライバシーが侵害される、
たいへん危険な法律の成立がすすめられています。

秘密保全法に反対する愛知の会

<http://nohimityu.exblog.jp/>

秘密保全法に関する最新情報を発信しています

名古屋市熱田区新尾頭一丁目6番9号金山大和ビル 弁護士法人名古屋南部法律事務所気付 電話 052-682-3211

秘密保全法制の4つの危険

その① 国民に隠される大事な情報

秘密保全法制は、保護する「特別秘密」の範囲を①国の安全、②外交、③公共の安全及び秩序の維持の三分野としており、かつての国家機密法案以上に広範です。また、秘密とするか否かを決めるのは情報を保有する行政機関で、第三者によるチェックもありません。政府の都合によって、例えば自衛隊、原発、TPP交渉など、私たちの生活に関わる様々な重要情報が隠されてしまいます。

その③ 知る権利を侵害、 市民の自由を抑圧

様々な国民に秘密保持義務が課せられて、その漏えいが処罰されるばかりでなく、マスコミによる取材活動や一般市民による情報公開要求など情報へのアクセスも処罰の対象とされ、官憲による捜査の手や処罰の危険が及びます。そのため、国民の生活に関わる重要な情報を入手したとしても、処罰を覚悟しない限り、社会に発信したり、マスコミに伝えることができなくなります。取材なども著しく制限されることになり、国民の知る権利、表現の自由や学問・研究の自由などの様々な権利、自由が危機にさらされます。国政に関する情報は国民に公開されるのが原則であるはずなのに、国民はそれを知ることもし論することもできなくなってしまいます。

その② 広く市民まで重罰で処罰

秘密とされた情報について、公務員だけでなく、研究者や民間企業の技術者・労働者などにも秘密保持義務が課され、漏えいは、内部告発や過失（不注意など）であったとしても処罰の対象とされます。また、行政機関によって秘密とされた情報の取得行為も処罰の対象とされることがあります。しかも、情報を取得できなくても、取得行為を実施しなくても、教唆、共謀、扇動行為として独立して処罰されます。処罰の最高刑は懲役10年といわれています。国民の様々な活動に最高10年の懲役刑という重罰が科せられることとなります。

その④ 国民を監視し選別する 「適正評価制度」

「適性評価制度」といって、行政機関や警察が、秘密を取り扱わせようとする者について、本人及び配偶者等の関係者に対しても、職歴、活動歴、信用状態、通院歴等の調査を行い、選別することを可能とする制度も導入されようとしています。例えば、借金など弱みを握られて情報を漏らすおそれがないかどうかと金融機関が調査されたり、精神的状態に問題はないかと通院している病院まで調査されます。公務員だけでなく民間の業者や労働者も対象となり、多くの国民がプライバシー侵害、思想・信条による差別などの人権侵害の危険にさらされます。

秘密保全法を作る理由??
尖閣諸島中国漁船衝突映像
流出事件 2

<http://nohimityu.exblog.jp/>



www.comipo.com

秘密保全法を作る理由??
尖閣諸島中国漁船衝突映像
流出事件 1

<http://nohimityu.exblog.jp/>



www.comipo.com

私たちは秘密保全法に反対です

- 秘密保全法についての学習会の講師を派遣いたします。講師派遣をご希望の場合はお問い合わせください。(謝礼無料・交通費のみ)
- 秘密保全法に反対する愛知の会は、4月2日に発足した市民団体です。会のご趣旨に賛同いただき、ぜひともご入会ください。詳しくは、当会のブログ (<http://nohimityu.exblog.jp/>) をご覧ください。